

大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について

平成13年2月1日
尼崎市告示第26号

- 改正 平成15年11月11日告示348
- 改正 平成22年3月4日告示72
- 改正 平成24年4月1日告示130
- 改正 平成27年3月31日告示142号
- 改正 令和8年4月1日告示22号

尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づく大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。

- | | |
|---|---|
| 1 大気の汚染に係る環境上の基準 | 別表第1のとおり |
| 2 水質の汚濁に係る環境上の基準 | 別表第2のとおり |
| 3 騒音に係る環境上の基準 | 別表第3のとおり |
| 4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準 | 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）のとおり |
| 5 土壌の汚染に係る環境上の基準 | 土壌環境基準（平成3年環境庁告示第46号）のとおり |
| 6 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の基準 | ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）のとおり |

別表第 1

大気の汚染に係る環境上の基準

(1) 二酸化窒素に係る環境上の基準

次表のとおり

物質	基準値	対象地域
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.02ppm 以下であること。ただし、当分の間、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	尼崎市全域 ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に準ずるものとする。

(2) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る環境上の基準

大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）のとおり

(3) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンに係る環境上の基準

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 4 号）のとおり

(4) 微小粒子状物質に係る環境上の基準

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年環境省告示第 33 号）のとおり

別表第2

水質の汚濁に係る環境上の基準

(1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）のとおり

(2) 生活環境の保全に係る環境上の基準

次表のとおり

水域 区分	項目と基準値										水質管理区		測定 基準点
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	n-ヘキサ ン抽出物 (油分等)	大腸菌数	全窒素	全磷				
河川	1級 水域	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	—	20mg/L 以下	5mg/L 以上	—	1,000CFU /100mL 以下	—	—	武庫川	武庫川上流 武庫川下流	武庫大橋 南武橋
											神崎川 水系	藻川 神崎川	藻川橋 左門橋
	2級 水域	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	—	30mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—	—	—	庄下川 水系	庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆陽川	尾浜大橋 波洲橋 庄下川橋 尾浜橋
											蓬川 水系	蓬川上流 蓬川下流	南豊池橋 琴浦橋
	3級 水域	6.5以上 8.5以下	8mg/L 以下	—	50mg/L 以下	3mg/L 以上	—	—	—	—	神崎川 水系	猪名川	戸ノ内橋
	運河	7.0以上 8.3以下	—	8mg/L 以下	—	2mg/L 以上	—	—	—	—	運河		閘門
海域	7.8以上 8.3以下	—	3mg/L 以下	—	5mg/L 以上	検出され ないこと	—	1mg/L 以上	0.09mg/L 以上	海域		尼崎港中央 尼崎港沖	

備考1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。

2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地先の潮止堰から上流、武庫川下流は当該潮止堰から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、蓬川上流は南豊池橋から上流、蓬川下流は南豊池橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆陽川についてはその上流河川及び水路を含むものとし、蓬川上流についてはその上流水路を含むものとする。

3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、昭和46年告示に準ずるものとする。

別表第3

騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

地域の 類型	基準値			
	道路に面する地域		その他の地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間
A	60デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
B	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	45デシベル以下
C	65デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下

備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年尼崎市告示第129号）に準ずるものとする。

3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号。以下「平成10年告示」という。）に準ずるものとする。

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、平成10年告示に準ずるものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1376号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

- 備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定（昭和51年兵庫県告示第1377号）に準ずるものとする。
- 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）に準ずるものとする。